

恵那市総合計画後期基本計画及び次期総合戦略の策定方針

1. 総合計画後期基本計画及び次期総合戦略策定の背景

本市では、平成 27 年度に第 2 次恵那市総合計画を策定し、「人口減少対策」及び「市（財政）の存続」を全施策・事業を行う上での優先する視点として位置付け、総合的かつ計画的なまちづくりに取り組んでいるところである。

加えて、地域経済の縮小を克服し、人々が安心して暮らせるような持続可能なまちづくりを目指して、恵那市まち・ひと・しごと創生総合戦略を策定し、地方創生に取り組んでいるところである。

こうした中、総合計画前期基本計画は令和 2 年度をもって、総合戦略は本年度をもって最終年を迎えることから、これまでの取組状況や課題等を検証し、社会経済情勢や市民ニーズの変化を踏まえるとともに、「はたらく」、「たべる」、「くらす」の視点を新たに盛り込み、本市が更に発展できるよう、総合計画後期基本計画及び次期総合戦略を策定するものである。

2. 総合計画及び総合戦略の構成と計画期間

(1) 総合計画

総合計画は、市の最上位の計画であり、「基本構想」、「基本計画」及び「実施計画」の 3 部構成となっている。

ア 基本構想

基本構想は、計画の目標部分に当たり、目指すべき市の将来像などを描いたものである。計画期間は 10 年間である。

イ 基本計画

基本計画は、基本構想に向けた手段に当たり、施策展開の方向や達成すべき目標（指標）を定めたものである。前期 5 年間、後期 5 年間の計画である。

ウ 実施計画

実施計画は、基本計画を実現するため、行政が取り組む具体的な事業の内容を定めたものである。前期 5 年間、後期 5 年間の計画である。事業内容については、社会経済情勢の変化、事業実施に向けた熟度、財政状況等により毎年度見直しを行っている。

(2) 総合戦略

総合戦略は、平成 26 年 11 月に制定された「まち・ひと・しごと創生法」に基づく計画で、「人口ビジョン」に掲げた将来展望を実現するため、人口減少対策と地方創生の観点から策定した 5 年間の計画である。

総合計画・総合戦略の構成と計画期間

年度		H27 (2015)	H28 (2016)	H29 (2017)	H30 (2018)	H31 (2019)	R2 (2020)	R3 (2021)	R4 (2022)	R5 (2023)	R6 (2024)	R7 (2025)	
総合計画	基本構想		基本構想 (10年間)										
	基本計画		前期基本計画 (5年間)					後期基本計画 (5年間)					
	実施計画		前期実施計画 (5年間)					後期実施計画 (5年間)					
総合戦略 (人口ビジョン含む)		5年間					1年間 (期間延長)	後期実施計画 (5年間)					

3. 総合計画後期基本計画及び次期総合戦略策定の基本的な考え方

(1) 総合計画

ア 基本構想

基本構想は、市の将来像を実現するための施策の大綱を示したものであることから、3つの基本理念、7つの基本目標の継続を基本とする。

令和 7 年度の小学校入学児童数 450 人及び目標人口 47,400 人については、実績を踏まえて見直しをする。

イ 基本計画

基本計画については、前期基本計画の施策課題を整理する中で、目標指標の達成状況、市民意識調査結果、これまでに開催した総合計画推進市民委員会をはじめとする各種審議会・委員会等での意見も考慮し策定を進める。

基本計画の施策体系について、前期基本計画の継続を基本とするが、現在、人口減少対策として重点的に取り組んでいる「はたらく」、「たべる」、「くらす」の視点を盛り込み、施策ごとの方向性、目標指標、事業入替、新たな施策については策定を進めていく中で見直しをする。

ウ 実施計画

基本計画を実現するため、行政が取り組む具体的な事業であり、事業を実施してきた中での課題、目標指標の達成状況を整理し、見直しを行う。基本構想・基本計画を見直す上では、実施してきた実施計画単位での事業も示しながら見直しをする。

(2) 総合戦略

ア 総合戦略と総合計画の関係

総合戦略は、人口減少対策を課題と位置付ける総合計画と重複する施策が多いことを考慮し、総合計画策定の中で一体的に検討していく。

イ 計画期間

総合計画と総合戦略の計画期間には1年間のずれがある。内閣府から総合戦略の期間延長は可能であると示されていることから、現総合戦略を1年延長し、2つの計画期間を揃え、一体的な進行管理をできるようにする。

4. 計画策定の体制

(1) 総合計画審議会（外部組織）

総合計画審議会は、学識経験者、各種団体の代表者及び公募による市民で構成した30人以内の組織である。

市長の諮問に応じ、総合計画及び総合戦略の策定及びその実施に必要な事項を調査審議し、計画案を市長に答申する。

(2) 総合計画策定部会（外部組織と内部組織の合同組織）

総合計画策定部会は、総合計画審議会委員と総合計画策定プロジェクトチームの市役所職員で構成した組織である。

総合計画及び総合戦略に関して必要な事項を調査審議し、素案を作成し、総合計画審議会に報告する。

部会は、基本理念で分けた「安心部会」、「快適部会」、「活力部会」、そして、人口減少対策を議論する「人口減少対策部会」の4部会を設ける。

(3) 総合計画策定本部（内部組織）

総合計画策定本部は、副市長以下、部長級の職員で構成した組織である。

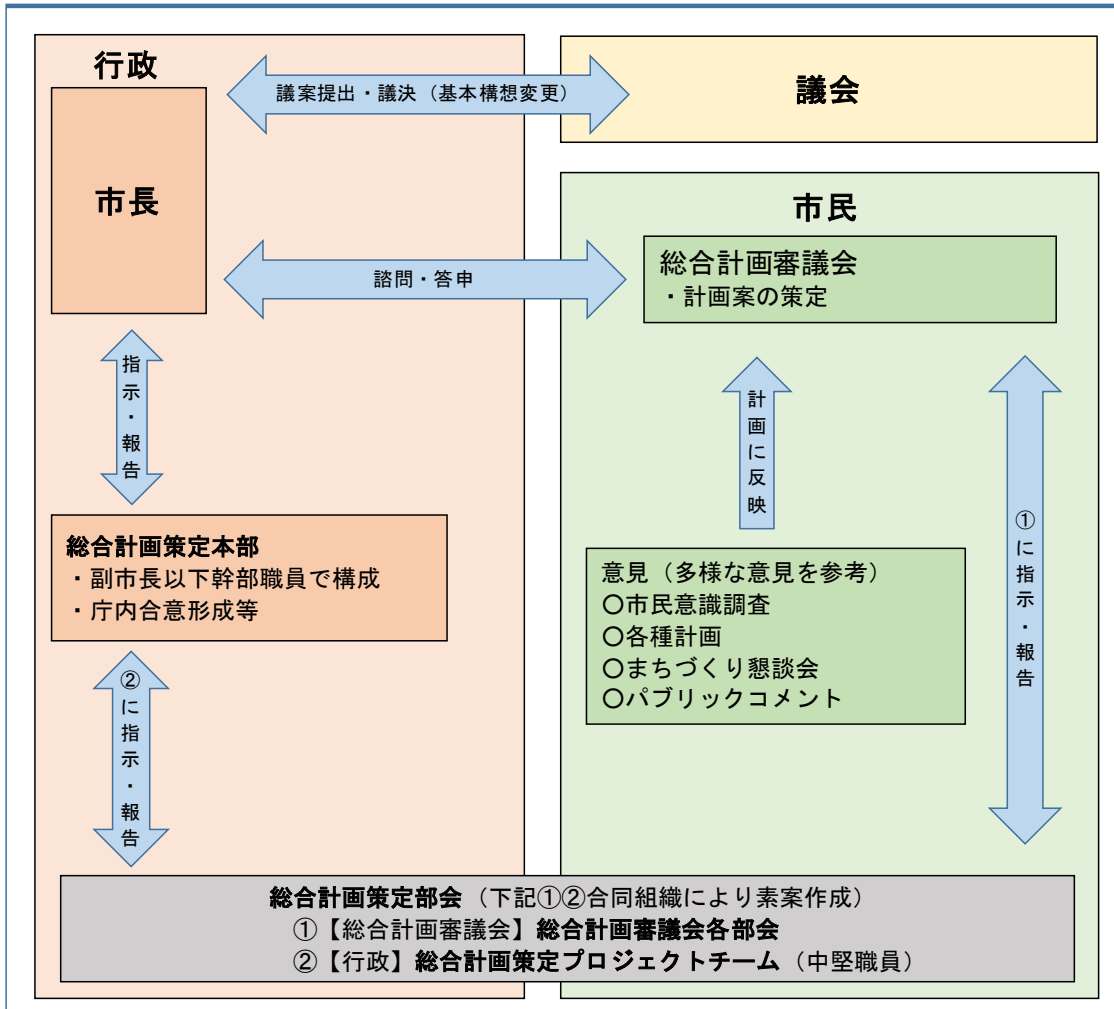
総合計画及び総合戦略に関して庁内合意形成を行うとともに、企画、調査、研究、資料の収集等を行い、総合計画及び総合戦略の素案作成を補佐する。

(4) 総合計画策定プロジェクトチーム（内部組織）

総合計画策定プロジェクトチームは、係長級以下の市役所職員で構成した組織である。

総合計画審議会委員と共に部会において、総合計画及び総合戦略の素案を作成する。

総合計画（後期基本計画）策定体系



5. 市民参画の手法

(1) 市民意識調査

市政運営に対する市民の評価と、これからのまちづくりに対する意見を毎年把握している。総合計画策定に向け、施策の満足度、重要度の推移等を検証し、正確な課題把握や分析に努め、計画に反映する。

(2) 各種計画

地域計画をはじめとした各種計画の内容を計画に反映する。

(3) まちづくり懇談会

市民の意見、提案を市政運営に的確に反映するため、市内 13 地域を対象としてまちづくり懇談会を毎年開催している。総合計画策定に向け、地域の意見等をまとめ、計画に反映する。

(4) パブリックコメント

総合計画の素案を広報、ホームページ等で公開し、市民の意見を募り、寄せられた意見を評価、判断して計画に反映する。

6. スケジュール

(1) 総合計画

令和元年度

- 6月 総合計画審議会開催（市長から策定を諮問）
- 7月～12月 総合計画策定部会により素案作成
- 12月～2月 総合計画審議会開催（素案確定）
- 3月 全員協議会に中間報告

令和2年度

- 4月 パブリックコメント
- 6月 総合計画審議会開催（答申案確定）
- 7月 総合計画審議会開催（市長へ計画案を答申）
- 8月 全員協議会に報告
- 9月 議案提出（基本構想に変更がある場合、議会の議決が必要）

(2) 総合戦略

総合計画と同様のスケジュールとなるが、議会の議決は要せず、報告となる。

総合計画（後期基本計画）及び総合戦略策定スケジュール

区分	年 月	H30年度			H31年度（令和元年度）												令和2年度					
		3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	
分析 調査	① 前期計画整理（各課）				ヒアリング																	
	② 将来人口推計	完成																				
計画	③ 基本構想（議決案件） 基本計画																					
	④ 実施計画																					
	⑤ 総合戦略																					
審議 会等	⑥ 総合計画審議会				諮問					素案 審議		素案 確定					答申 確定					
	⑦ 策定部会（審議会部会 &ア・プロジェクト）									ワークショップ												
	⑧ 策定本部会議（行政幹 部職員）			策定 方針						素案 審議		素案 審議			答申 審議							
市民	⑨ パブリックコメント													1ヶ月								
議会	⑩ 全員協議会	策定 説明																				議案 説明
	⑪ 議決（基本構想）																					議決